

防災対策

1 防災マニュアル

(1) 目的

- ①地震等の災害発生時に、迅速かつ確実に避難・誘導を行い、生徒の安全を確保する。
- ②避難経路、緊急時の連絡方法、消防設備等を確認し、緊急時の対応を適切に行う。

(2) 想定される状況

- ①震度5強以上の大地震。
- ②地震によって発生する「火災」「津波」「河川氾濫・浸水」「液状化による地面の軟弱化・水没」。
- ③校内火災。

(3) 情報の集約と判断・指示系統（できるだけ迅速に対応する。）

- ①校長、副校長、主幹教諭、生活指導部主任を本部員とし、情報の収集と生徒の避難方法を決定する。
- ②授業者は担当生徒の安全を確保し、生徒状況を集約し放送指示を待つ。
- ③他の教職員は、震災などにかかわる役割分担に従い、校内施設の損壊状況や避難のための安全を確認した後、速やかに本部に報告する。
- ④本部は、教職員の情報をもとに、速やかに避難場所と経路の決定をする。なお、地震の場合は、揺れが収まったところで、副校長が校内放送で地震の情報や校舎の損壊状況等を全校に連絡し、避難経路を指示し集合場所を伝える。

(4) 避難場所

避難場所は原則として「中庭」とするが、さまざまな要因で中庭の安全が確認できない場合には、本部の判断で適宜場所を変更する。（例：体育館、屋上、教室にそのまま待機等。）

(5) 避難経路（中庭を集合場所とする場合）

以下に各授業場からの避難経路の例を示す。

（避難経路例）

- | | |
|---------|---|
| 1号棟2～4階 | 各授業場→1号棟東階段→職員玄関前→中庭へ
各授業場→1号棟西階段→会議室前（自販機前）出入口→中庭へ
各授業場→1号棟西階段→葛飾総合高校第1職員室前出入口→中庭へ |
| 1号棟1階 | 各授業場→職員玄関前→中庭へ
各授業場→会議室前（自販機前）出入口→中庭へ
各授業場→葛飾総合高校第1職員室前出入口→中庭へ |
| 2号棟 | 各授業場→1号棟西階段→会議室前（自販機前）出入口→中庭へ
各授業場→視聴覚室・図書室前→3号棟階段→3号棟1階出口→中庭へ
各授業場→1号棟西階段→自動販売機前→中庭へ |
| 3号棟 | 図書室・視聴覚室→3号棟階段→3号棟1階出口→中庭へ |
| 4号棟 | 工場内各授業場→駐輪場前→中庭へ |

これらの例に基づき、授業者が安全を確認した上で、中庭（集合場所）への最短経路を選択し受け持ちの生徒全員を避難させる。

(6) 避難方法

- ①緊急放送を静かに聞かせる。

<放送内容>

- 緊急放送をします。
- 1 ただいま大きな地震がありました。
- 2 校舎内にいる生徒の皆さんは、揺れが収まるまで机などの下に体を隠す、あるいは、カバン等を上にのせて頭を保護するとともに、揺れが収まるまでその場でしゃがんで安全を確保してください。
- 3（地震の大きさにもよるが、）近くの火を消すと同時にドアなどを開け出口を確保してください。
- 4 いったん揺れが収まったときには、近くの通路、あるいは、階段から、中庭に避難してください。
- 5 校舎外にいる生徒については、その場で頭を抱えてしゃがんでください。また、落下物に注意するなど安全を確保しつつ、中庭に移動してください。
- 6 近くにいる先生の指示に従うとともに、あわてずに私語を慎み、物を持たないで避難してください。

- ②本震の揺れがおさまってから避難する。（揺れている最中には動かない。）
- ③机の下に避難。または椅子を頭にかぶるなどして頭を保護する。何も無い状況では、天井からの落下物に充分注意する。
- ④出入口付近の生徒にドアを開放させ、出口を確保する。
- ⑤放送の指示に従って、授業担当が先頭になり1列で避難する。
- ⑥余震による強い揺れに注意する。
- ⑦火災が発生している場合には、ハンカチ等を口に当て、煙を吸わないように注意する。

- ⑧廊下・階段では「(お) 押さない」「(か) 駆けない (走らない)」「(し) しゃべらない」「(も) 戻らない」を励行させる。
- ⑨各階段の混雑を避けるため、前記5の経路で避難する。
- ⑩校舎内では早足で移動し、集合場所に早く整列し、人員点呼を速やかに行なう。
- ⑪集合場所においては、正門側を先頭として各学年名簿順1～2列で整列する。(校舎側が4年生)

(7) 教職員の対応

- ① 教員が生徒とともにいる場合は、放送の指示に従う。また、放送が聞こえない場合でも、状況を判断し、生徒を安全な場所に避難させる。(誘導場所は中庭噴水前)
- ② 授業中の場合は、出席簿等を持って、複数の教員がいる場合は、一人の教員が先頭に、もう一人の教員が最後尾となって中庭まで誘導する。
- ③ 中庭到着後、学年ごとに避難訓練と同様の方法で整列させ、防災支援隊とともに点呼を行う。
- ④ 授業者と担任以外の教員は、自らの安全を確保するとともに、事前に定めている以下の防災組織表の分担に従い対応する。

(8) 人員点呼要領

- ①本部の副校長及び生活指導担当は、避難する際に生徒名票を含む「緊急避難用名簿等書類一式」を持ち出す。
- ②担任と防災支援隊は本部で名票を受け取り、名票を用いて現員確認を行う。欠席者・負傷者・行方不明者等を記入の後、防災支援隊が本部に報告・提出する。その際の口頭報告は以下の通りとする。
「()年、在籍()名、欠席()名、現員数()名、負傷者()名 ※負傷者がいる場合は、負傷の程度等を説明。なお、重傷の場合はあらかじめ救急連絡を入れる。」

(9) その他

- ①本マニュアルはあくまでも一定の想定状況に基づくものであり、実際の災害時には、何よりも生徒の命と安全を最優先に、現場の教職員が状況における最善の対応をする必要がある。
- ②大地震の時は、校舎に甚大な損壊が生じ(倒壊の危険性が高い)ていたり、火災が発生したりして迅速な屋外への避難を要する状況でない限りは、慌てて屋外に避難するのが最善とは言えない。
- ③よって授業担当者は、明らかに校内が危険であると判断した時以外は、放送による指示を待つようにし、まず生徒にも同様の指示を出すこととする。

(10) 震災などにかかわる役割分担

本部 (校長・副校長、主幹教諭、生活指導部主任)	: 発生時の避難等の判断・指示等と全体統括
経営企画室	: 外部への連絡、施設等被害状況の把握、外部対応
主幹教諭・分掌主任	: 校内放送による避難誘導指示、全体の統括
担任・副担任	: 生徒の点呼・確認 (担任→防災支援隊→本部) 担任は、生徒の緊急連絡先一覧を携帯する。
生活指導部	: 校内の巡視、校内残留者の確認
養護教諭	: 救急用品の確保、負傷者等への救急処置
教務部	: 非常持出し品等の搬出、人員確認と本部への連絡
進路指導主任	: 校舎内外の警備、混乱の防止、点呼への支援
防災支援隊	: 厚生委員生徒

※ 避難・誘導、消火、校内残留生徒の確認は全教員で行う。

【 配置図 】

